

2022年6月3日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫様
熊本県知事 蒲島 郁夫様

代表連絡先（賛同団体は別紙掲載）
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会
代表 中島 康
〒860-0073 熊本市西区島崎 4-5-13
TEL:090-2505-3880

球磨川水系河川整備計画原案に関する意見公開や整備計画への反映の 判断基準公開に関する申し入れ書

4月に開催された球磨川水系河川整備計画原案（以下原案）に関する公聴会では33人の公述人が意見を述べたと報道されています。また、5月6日までに募集に応じて提出された意見は熊本県河川課によれば455通に達したということです。それらの意見が反映されたものが、整備計画の「案」になり、それに知事や関係市長村長が意見を述べ、最終的に整備計画になるとことと思います。

河川法第十六条の二第4項には「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」という条文がありますが、私たちは、公述人が発言した意見や、国・県に提出された意見が適切に整備計画に反映されたかを知りたいと思います。そのためには、まずは公述人の意見や意見募集に応じて提出された意見がどのようなものであったかを知る必要があります。

また、出された意見を整備計画に反映するに当たって、整備計画に反映したのか、反映しなかったのか、反映しなかったらその理由は何なのか、これについては公正な判断基準に基づいて行う必要があります。そのような判断基準などに基づかずに、その作業が行われるのであれば、それは行政の恣意的な運用に当たり、行政側に都合のいい意見ばかり採用される恐れがあり、住民参加を謳った改正河川法の精神にもとるものと言えます。よってその判断基準は明らかにされる必要があります。

公聴会は終了しましたが、日本一の清流川辺川・急流球磨川に関する問題は流域住民のみならず、県民の関心が高く、県財政からも多額の支出を伴うものであり、県民と言えども無関係ではありません。一般県民であれ、意見提出を行うことは出来ましたが、整備計画原案を読んだ上で、文章を書いて提出することは、簡単に出来るものではありません。しかも公聴会で意見が述べることが出来るのは流域住民に限定されるなどということは、同じ県民でも不公平です。つきましては、以下の事項を申し入れます。

記

1. 公聴会や意見募集に応じて提出された意見を公開すること
2. 提出された意見を河川整備計画に反映する際の判断基準を明らかにすること
3. 一般県民向けの河川整備計画の説明会及び公聴会を開催すること

以上

賛同団体一覧

7・4球磨川流域豪雨被災者・賛同者の会 共同代表 鳥飼 香代子 市花 保
坂本町被災者・支援者の会 代表 本田 進
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 共同代表 岐部 明廣
美しい球磨川を守る市民の会 代表 出水 晃
瀬戸石ダムを撤去する会 共同代表 出水 晃 上村 雄一 本田 進